

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 佐藤 翔馬

論 文 題 目

「虚辞」の it を含む構文の意味論的・語用論的研究
(Semantic and Pragmatic Studies on “Expletive” *It* Constructions)

論文審査担当者

主 査	名古屋大学	教授	大名 力
委員	名古屋大学	教授	大室 剛志
委員	名古屋大学	教授	木下 徹
委員	名古屋大学	准教授	大島 義和

論文審査の結果の要旨

1 本論文の概要と構成

本研究は、従来、指示対象を持たない要素として扱われてきた所謂「虚辞の it」を、Bolinger (1977) の虚辞の it が前方照応の代名詞の一員であるとの主張に基づき、先行研究における分析を批判的に検討し、それらの例文および独自に収集した用例の文法性、意味を基に意味論的・語用論的に分析したものである。

本論文は9章から構成される。第1章では研究の趣旨および論文の構成が提示される。

第2章では it 分裂文 (e.g. It was a red sweater that I bought.) に関する先行研究を概観し、それを基に第3章で理由を提示する it is that 節構文 (e.g. It's that I'm not pretty enough.) を it 分裂文の変種とする分析を試みる。it 分裂文と it is that 節構文はどちらも開放命題を前提とするが、前者と異なり後者では it が指示する前提は聞き手の意識にのぼっていると話し手が判断している事柄であるという違いがあると主張する。

第4章では、第3章の主張の妥当性を検証するため、it is that 節構文と日本語の「の(だ)」の否定形を比較し、It is not that ... を「...のではない」によって解釈することが困難な例を基に、両者には命題の真実性を否定するかどうか (It is not that ... が命題の真実性を否定しないのに対し、「...のではない」は命題の真実性を否定する) という点に違いがあることを論じる。さらにこの議論を踏まえ、it is that 節構文はモダリティであると主張する八木 (2019) を批判的に検討している。

第5章では that 節が主語位置に来る文主語構文 (e.g. That he hasn't phoned worries me.) と主語位置からの it 外置 (e.g. It worries me that he hasn't phoned.) が扱われる。文主語構文が不適切であり it 外置文を用いなければならないケースを、主に中右 (1983) による既定性の概念に基づき、文主語構文は「確定した話題」を叙述することで前の文脈との結束力を生み出す有標の構文であり、談話冒頭では不適切となることで説明する。また、法助動詞を伴う、一見 it is that 節構文のように見える構文は、実際には it is that 節構文ではなく、主語位置からの it 外置の例であることを示す。

第6章では、目的語位置からの it 外置のうち、resent (it) that ... のように、it が随意的な事例を取り扱い、it の有無が意味に与える影響や、resent のように it + that 節を問題なく従える動詞と believe のように特定の環境を要求する動詞の違いについて考察し、第5章で扱った主語位置からの it 外置と同様に既定性の概念が関与していることを示す。また、既定性の概念に加え Cattell (1978) および Hegarty (1992) による動詞の3分類に基づいて分析を試みる。

第7章では、目的語位置からの it 外置のうち、take it that ..., have it that ..., like it that ..., find it ADJ that ... のように、it が義務的に要求される事例を取り扱う。これらの事例においても it は文法的に導入される要素ではなく、既定性の概念という意味が関与していることを示す。

第8章では it says LOC 構文 (e.g. It says LOC in the Bible that ...) を扱い、この構文が特定の書き手を明示することが困難であったり不要であったりといった場合に用いられるものであることを論じている。また、この構文における it は場所句 (LOC) に含まれる名詞句と照応関係にないため、in John's letter のような「特定の」な場所句を先行させると it が場所句内の名詞句に対し前方照応的であるように感じられ、不自然さを生じさせると論ずる。

第9章は結論である。各章で扱った構文について主張の内容を整理し示す。

論文審査の結果の要旨

2 本論文の評価

本論文は博士学位論文として以下の点が評価される。

- (1) 言語資料を小説、電子コーパスなどから地道に収集し、それらの用例を丹念に観察していること。また、それらが単なる例の羅列にならずに、鋭い英文解釈能力を言語資料を観察する際に用い妥当な記述的一般化につながっていること。
- (2) it 分裂文, it is that 構文, 文主語外置構文, 文目的語外置構文など、いわゆる虚辞の it を含む諸構文について、豊富な例を用い統語的・意味的な特徴を明示的に示し、構文間の共通性・相違点を明らかにしていること。
- (3) 先行研究を詳しく検討し、Prince, Bolinger, Declerck, 中右などの研究で提案された概念を用い、it が絡む諸構文の属性を説明している点。また、後の研究で言われている分析や考えの問題点も的確に指摘している点。既存の分析の問題点や補足すべき点の指摘は、これらの構文のより正確な理解に貢献するものであり、構文間の共通性・相違点に関しても示唆に富む考察が加えられており、発展性があること。

一方で、審査員からは将来に向けて次のような課題も指摘された。

- (1) 観察、記述レベルに留まっているところがある点。Rizzi などを中心に節構造に関して従来より精緻な構造を提出している一連のカートグラフィーの研究があるが、そういう理論面への配慮も検討するのが望ましい。
- (2) 分析に用いられている「既定性」および「stance (verbs)」という概念は、前者は中右実により 1980 年代に、後者は Ray Cattell によって 1970 年代に導入されたものである。古典的著作の原点を丹念に検討し考察に活用する試みは高く評価できるものの、後続の諸研究で提案され、あるいは知見が蓄積されてきた「conventional implicature (慣習的推意)」「discourse-old status (談話における旧情報性)」「factivity (叙述性)」といった関連概念との比較検討も行うべきである。

しかし、これらの指摘は今後研究を発展させるための課題であり、本論文の博士論文としての価値を損ねるものではない。

3 評価の結果と判定

以上の評価に基づき、審査委員会は本論文が博士（学術）の学位に値するものであると判断し、論文審査の結果を「可」と判定した。